

ID: 1695

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	除却の必要性に係る認定
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第102条第2項
法令番号	平成14年法律第78号
【根拠条文】 (除却の必要性に係る認定) 第102条 マンションの管理者等(区分所有法第25条第1項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第34条の規定による集会(以下「区分所有者集会」という。)において指定された区分所有者)又は区分所有法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。第105条の2において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という。)に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。 2 特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。 (1) 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。 (2) 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。 (3) 当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分(第108条第6項第2号ハ(1)において「外壁等」という。)が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。 (4) 当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備(その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。)の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。 (5) 当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。 3 第1項の認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等(当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。)にその旨を通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日